

**PRESS RELEASE**

報道関係者各位

令和6年1月18日
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 横瀬・山本
佐賀市天神一丁目4番15号 TEL 0952-23-4996
E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

令和6年能登半島地震災害義援金の受付について (第3報：令和6年1月18日更新)

※更新内容は朱書きで記載しております。

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により、石川県、新潟県、富山県、福井県の4県を中心に人的被害や家屋倒壊等の被害が発生したことを受け、災害救助法が適用されました。

この災害により被災された方々を支援することを目的に、中央共同募金会及び各被災県共同募金会において義援金募集を開始されたことに伴い、佐賀県共同募金会（会長：陣内芳博）においても同義援金の受付を行っております。

この度、福井県において、義援金募集を開始されましたので、お知らせいたします。

なお、本会にお寄せいただいた義援金は、「全国の被災地の一括支援」を行う中央共同募金会あてに送金させていただき、「特定の被災県への支援」を希望される場合は、各被災県共同募金会が開設されている義援金口座へ直接お振込みいただくこととしておりますので申し添えます。（詳細は本会ホームページをご参照ください）

記

1. 義援金名称

令和6年能登半島地震災害義援金

2. 受付期間

令和6年1月5日（金）から令和6年12月27日（金）まで

3. 義援金の受付方法について

(1) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20か所で受け付けます。

(2) 金融機関で送金される場合

下記の本会指定口座に送金してください。

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	(普) 3066603	社会福祉法人 佐賀県共同募金会

佐賀銀行の本店・支店すべての窓口準備されている専用振込票を使用し、佐賀銀行窓口から送金する場合は手数料が無料となります。

4. 義援金の送金について

本会にお寄せいただいた義援金は全額を中央共同募金会あてに送金し、被災地の共同募金会へ按分されます。(次項目参照)

5. 中央共同募金会の按分対象となる被災県共同募金会 (令和6年1月18日現在)

県名	募集期間
石川県	令和6年1月4日(木)から令和6年12月27日(金)
富山県	令和6年1月5日(金)から令和6年3月29日(金)
新潟県	令和6年1月9日(火)から令和6年6月28日(金)
福井県(追加)	令和6年1月16日(火)から令和6年3月29日(金)

※対象地域の追加等については随時本会ホームページにて更新いたします。

6. 義援金の配分について

義援金は、被災地の地方公共団体(県)を通じて被災者世帯に配分されます。

7. 義援金の税制上の優遇措置について

この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができます。

希望される場合は、中央共同募金会で発行する領収書が必要となりますので、本会または市町支会(社会福祉協議会)までご相談ください。

(問い合わせ先) 社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 / TEL 0952-23-4996